# 衆議院総務委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月16日(火)、第14回の委員会が開かれました。

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する 法律案(内閣提出第34号)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する 法律案(岩谷良平君外 1 名提出、第 212 回国会衆法第 15 号)

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人)虎ノ門南法律事務所弁護士

上沼紫野君

龍谷大学法学部教授

金尚均君

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授 山口真一君

(質疑者)根本幸典君(自民)、奥野総一郎君(立憲)、阿部司君(維教)、平林晃君(公明)、宮本岳志君(共産)、西岡秀子君(国民)

(質疑者及び主な質疑事項)

#### 根本幸典君(自民)

- (1) 「プラットフォームサービスに関する研究会」(有識者会議)における以下の議論について上沼参考人への確認
  - ア 外国事業者に対する義務の実効性の確保
  - イ 削除申請の処理に関する期間
  - ウ 運用状況の透明化の義務
  - エ 成り済ましによる投資詐欺等への対策
  - オ 削除対応の迅速化や運用状況の透明化の義務の対象となる事業者の規模
  - カ 事業者に対する削除義務の賦課
- (2) 今後必要となる偽・誤情報対策についての山口参考人の見解
- (3) 本改正案に対する各参考人の期待

# 奥野総一郎君 (立憲)

- (1) 定義規定の「権利侵害」にヘイトスピーチを加えることについての金参考人の見解
- (2) 有識者会議における以下の議論について上沼参考人への確認
  - ア ヘイトスピーチ及びその対策についての事業者間のばらつき
  - イ 明らかに違法な投稿の申出から24時間以内の削除
- (3) 削除した権利侵害のおそれのある投稿を違法・有害でないことが確認された後に戻すことについて の上沼参考人の見解
- (4) 明らかに違法な投稿の申出から24時間以内の削除についての金参考人の見解
- (5) 迅速な削除と表現の自由の確保とのバランスについての山口参考人の見解

#### 阿部司君(維教)

- (1) 牧歌的だったSNS空間において誹謗中傷が社会問題化した要因についての各参考人の見解
- (2) メディアリテラシーの向上のための方策についての各参考人の見解
- (3) 今後更に検討していくべき課題及び行うべき法整備についての山口参考人の見解

## 平林晃君 (公明)

- (1) 権利侵害と表現の自由のバランスから見た本改正案に対する各参考人の評価
- (2) 小規模事業者の共同関係による体制整備の可能性に対する上沼参考人の見解
- (3) 主要国の制度と比較した際の本改正案に対する上沼参考人及び山口参考人の評価
- (4) 本改正案が被差別部落における権利侵害の解消に繋がるかについて金参考人への確認

### 宮本岳志君(共産)

- (1) 公的機関からの削除要請があった場合の事業者の対応についての上沼参考人の見解
- (2) 事業者に罰則をもって削除義務を課すことについての各参考人の見解
- (3) グローバルな事業者に対する本改正案による措置の実効性の担保についての上沼参考人の見解
- (4) 脱法行為が行われることに対する懸念についての上沼参考人の見解
- (5) フィルターバブル、アテンションエコノミーへの対応についての上沼参考人及び山口参考人の見解

#### 西岡秀子君(国民)

- (1) インターネット上の誹謗中傷等への対応の在り方についての山口参考人の見解
- (2) 有識者会議における相談窓口の拡充・強化に関するこれまでの議論について上沼参考人への確認
- (3) 本改正案は「総務省令で定める」事項が多い白地立法であるとの指摘に対する金参考人の見解
- (4) 権利侵害性の有無を判断する第三者機関設置の必要性についての上沼参考人の見解